

議案第158号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第60条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>受注者</u> 建築物その他の工作物（以下この節において「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（<u>当該建設工事が石綿排出等工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。</u>以下この節において「解体等建設工事」という。）を施工しようとする者で、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注する者（以下この節において「発注者」という。）から直接請け負う者をいう。</p> <p><u>(解体等建設工事に係る事前調査及び説明等)</u></p> <p>第61条 <u>受注者は、石綿含有建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより調査を行うとともに、当該解体等建設工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等建設工事が石綿排出等工事に該当するときは、規則で定める事項を書面に記載して、こ</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第60条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>施工者</u> 建築物その他の工作物（以下この節において「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を施工しようとする者で、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注する者（以下この節において「発注者」という。）から直接請け負う者をいう。</p> <p><u>(事前調査)</u></p> <p>第61条 <u>施工者は、あらかじめ、解体し、改造し、又は補修しようとする建築物等に係る石綿含有建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより調査しなければならない。</u></p> |

これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等建設工事の発注者は、当該解体等建設工事の受注者が行う同項の調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講じることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下この節において「自主施工者」という。）は、当該解体等建設工事が石綿排出等工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

（事前調査の結果の揭示等）

第62条 前条第1項又は第3項の規定による調査を行った者は、当該調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認されたときは、当該使用が確認された建築物等に係る石綿排出等工事に着手する日の7日前から当該石綿排出等工事が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を当該石綿排出等工事の場所において公衆に見やすいように揭示するとともに、その内容を工事関係者に周知し、石綿飛散防止対策の徹底を指示しなければならない。

2 前条第1項又は第3項の規定による調査を行った者は、当該調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認されなかったときは、当該解体等建設工事の着手日から完了日までの間、その旨を当該解体等建設工事の場所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

（作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務等）

第65条 石綿排出等工事を施工する者は、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。

2 作業実施基準に基づき石綿の濃度を測定した石綿排出等工事を施工する者は、当該石綿の濃度が敷地境界基準を超えたことを確認したときは、直ちに、その測定結果を市長に報告しなければならない。

（石綿濃度の測定計画の提出等）

第66条 作業実施基準に基づき石綿の濃度を測定しようとする発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、作業実施基準に基づく石綿の濃度の測定に関する計画（以下この節において「測定計画」という。）を市長に提出しなければならない。

2 石綿排出等作業の受注者は、発注者に対し、測定計画について、規則で定めるところにより、書

（事前調査の結果の表示等）

第62条 施工者は、前条の規定による調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認されたときは、当該使用が確認された建築物等に係る石綿排出等工事に着手する日の7日前から当該石綿排出等工事が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を見やすい箇所に表示するとともに、その内容を工事関係者に周知し、石綿飛散防止対策の徹底を指示しなければならない。

2 施工者は、前条の規定による調査の結果、石綿含有建築材料の使用が確認されなかったときは、当該建設工事の着手日から完了日までの間、その旨を見やすい箇所に表示するよう努めなければならない。

（作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務等）

第65条 石綿排出等工事の施工者は、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。

2 作業実施基準に基づき石綿の濃度を測定した施工者は、当該石綿の濃度が敷地境界基準を超えたことを確認したときは、直ちに、その測定結果を市長に報告しなければならない。

（石綿濃度の測定計画）

第66条 作業実施基準に基づき石綿の濃度を測定しようとする施工者は、石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、作業実施基準に基づく石綿の濃度の測定に関する計画（以下この節において「測定計画」という。）を市長に提出しなければならない。

面を交付して説明しなければならない。

(石綿排出等作業完了報告書の提出等)

第67条 前条第1項の規定により測定計画を提出した発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業が完了したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、測定計画に基づき実施した石綿の濃度の測定結果及び石綿排出等作業の実施状況について市長に報告しなければならない。

2 石綿排出等作業の受注者は、発注者に対し、測定結果及び実施状況について、規則で定めるところにより、書面を交付して説明しなければならない。

(勧告)

第68条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの行為を行うべきことを勧告することができる。

- (1) 受注者が第61条第1項の規定による調査を行っていないとき。
- (2) 自主施工者が第61条第3項の規定による調査を行っていないとき。
- (3) 受注者又は自主施工者が第62条第1項の規定による掲示を行っていないとき。
- (4) 石綿排出等工事を施工する者が第65条第2項の規定による報告を行っていないとき。
- (5) 発注者又は自主施工者が第66条第1項の規定による測定計画の提出又は第67条第1項の規定による報告を行っていないとき。

2 市長は、第66条第1項の規定による測定計画の提出があった場合において、その測定計画の内容が適当でないと認めるときは、その提出の日から14日以内に限り、その測定計画を提出した発注者又は自主施工者に対し、測定計画の内容の変更を勧告することができる。

3 市長は、石綿排出等工事を施工する者が当該石綿排出等工事において作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、当該石綿排出等工事の受注者又は自主施工者に対し、期限を定めて、作業実施基準に従うべきことを勧告し、又は当該石綿排出等作業の一時停止を勧告することができる。

(発注者の配慮)

第70条 [略]

2 石綿排出等工事の発注者は、当該石綿排出等工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出等工事の請負契約に関する事項について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配

(石綿排出等作業完了報告書の提出等)

第67条 前条の規定により測定計画を提出した施工者は、石綿排出等作業が完了したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、測定計画に基づき実施した石綿の濃度の測定結果及び石綿排出等作業の実施状況について市長に報告しなければならない。

(勧告)

第68条 市長は、施工者が第61条の規定による調査、第62条第1項の規定による表示、第65条第2項若しくは第67条の規定による報告又は第66条の規定による測定計画の提出をしなかったときは、当該施工者に対し、これらの行為を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、第66条の規定による測定計画の提出があった場合において、その測定計画の内容が適当でないと認めるときは、その提出の日から14日以内に限り、その測定計画を提出した施工者に対し、測定計画の内容の変更を勧告することができる。

3 市長は、石綿排出等工事の施工者が当該石綿排出等工事において作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、その施工者に対し、期限を定めて、作業実施基準に従うべきことを勧告し、又は当該石綿排出等作業の一時停止を勧告することができる。

(発注者の配慮)

第70条 [略]

2 石綿排出等工事の発注者は、当該石綿排出等工事の施工者に対し、施工方法、工期等について、作業実施基準又は敷地境界基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前のさいたま市生活環境の保全に関する条例第66条の規定により測定計画が提出された石綿排出等作業については、なお従前の例による。